令和5年度

事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和5年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

1. 情勢と基本方針

現在、わが国では少子高齢化や人口減少、核家族化の進行等に伴い、地域コミュニティの脆弱化や社会的孤立、生活困窮者の増加など生活課題が多様化・複雑化しています。加えて、3年が経過した新型コロナウイルス感染症は未だ収束の兆しが見えず、依然として多くの地域活動に影響を与え続けています。そのような中、政府は5月から感染症の位置づけをこれまでの「2類相当」から「5類」に移行する方針を打ち出し、市民生活は大きな転換期を迎えることになります。新型コロナウイルス感染症の状況や市民生活の変化、地域活動の動向などを踏まえ、地域の実情に即した地域福祉活動が展開できるよう取り組みを進めていきます。

また、国が進める地域共生社会の実現に向けた、市町村における包括的な支援体制の構築が進められる中、本会には、これまでの地域福祉活動の実践を通じて培った経験を活かし、その一翼を担うことが期待されていることから、その役割を最大限に発揮できるよう、これからの事業展開について検討していきます。

今年度は、今後5年間の活動指針となる第3期地域福祉活動計画(令和5年度~令和9年度)の1年目となります。その基本方針である「笑顔でつながる福祉のまち柳川」の実現を目指し、着実な計画推進を図るため、地域住民や行政、関係機関・団体との連携、協働のもと、取り組みを進めていきます。

本会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域 福祉推進の中核的な組織として、その使命と役割を果たすべく、多様な関係者と課題共有及び連 携強化を図り、引き続きコロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、以下の点に重きを置きつ つ、各種事業を展開していきます。

2. 重点目標

(1) 第3期地域福祉活動計画の推進

今年度は、柳川市と一体的に策定した第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の1年目となることから、両計画の緊密な連携を図りながら、推進に努めていきます。また、この活動計画を着実に推進するためには、地域住民をはじめ、地域の福祉関係者や関係機関・団体等の理解と協力が不可欠であることから、柳川市と連携し、両計画の内容及び本会の取り組みについて広報・周知を積極的に進めていきます。

(2) 地域の支え合い活動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限は緩和される見通しであり、これまで感染への不安から自主的に活動を控える傾向が続いていた地域活動は、従前どおりとはいかないまでも徐々に活発化していくものと予想されるので、住民相互による地域の支え合い活動が展開できるよう支援の充実を図っていきます。

また、生活困窮世帯や地域食堂等への安定した支援を行うため、市内の企業等に食糧品等の提供を依頼するなど、フードバンク事業を通じた地域支え合い活動を推進していきます。

(3) 法人後見の受任に係る支援体制の整備

令和4年3月25日に第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、令和4年度から令和8年度まで、計画に基づいて様々な施策が実施されており、柳川市においても第3期地域福祉計画(令和5年度から令和9年度まで)に成年後見制度利用促進計画を記載する他、中核機関(権利擁護センター)の設置について検討がなされていることから、今後、柳川市において成年後見制度の利用が普及してくるにあたり、法人後見の受任ができるように支援体制などを整備していきます。

(4) 感染症や災害時の在宅サービス業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染防止対策を始めとして様々な対応を迫られる厳しい経営が続いていますが、介護サービスを必要とする方が地域で自立した生活を続けられるよう質の高い介護サービスを提供するとともに、採算性の確保と持続可能な経営に努めていきます。

また、令和3年度の介護保険制度改正に伴い、介護事業所には感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスを安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画の作成が義務づけられたことから、必要な介護サービスを安定し継続して提供できるよう、引き続き計画の策定を進めていきます。

≪法人経営部門≫

本会では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実かつ効果的に行うための安定的な財政基盤を確保することに努めます。

なかでも、近年、本会の活動資金の貴重な財源となっている香典返し寄附や一般寄附の金額及び件数が逓減傾向にあることから、現行の窓口での受入に加え、新たに本会のホームページ上から 24 時間キャッシュレスで寄附ができるシステムを導入するなど、時代に合わせた寄付の方法について検討していきます。

また、本会の各種サービスの申請、届出に係る利用者の負担軽減を目的として、本会に提出される申請書等への押印義務の廃止を目指し、「はんこレス」の取り組みを推進していきます。

以上、この部門では、提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、 次のとおり取り組んでいきます。

1. 組織運営

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- □ 理事会の開催
- □ 評議員会の開催
- □ 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- □ 企画・財政委員会の開催
- □ 表彰審査委員会の開催
- □ 運営会議の開催(定例月2回、対象者:常務理事及び管理職)

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

□ 本会監事による監査(原則として年1回)

(3) 役員の改選

現役員の任期が令和 4 年度のものに関する定時評議員会の終結の時までのため、改選に係る選任手続きを適正に行います。

□ 次期役員の任期(令和 5 年 6 月の定時評議員会の終結の時から令和 6 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

(4) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会員募集の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用 して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員としての 加入を推進します。

- □ 一般会員(目標/17,705世帯、8,851千円)※7月が推進月間
- □ 特別会員(目標/5団体、50千円)※8月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金 管理方法を模索するべき状況にあることから、平成 26 年 10 月から積立金の一部を国債又は 地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

③ インターネット寄附システム導入の検討

本会のホームページ上から 24 時間寄附ができるインターネット決済システムの導入を検討します。

(5) 社会福祉充実計画の管理

社会福祉充実計画については、平成 29 年度以降の毎会計年度において、算定された社会福祉充実残額が計画どおりに推移しているかを確認し、当初予定していた残額と比較して 20% を超える増減がある場合には、理事会及び評議員会の決議並びに所轄庁への変更承認手続きを行います。

(6) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第82条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(7) 情報公表

市民から信任を得られる法人であるために、財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(8) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

(9) 新型コロナウイルス感染症への対策

社会的要請が強い事業を継続的に実施できるように、新型コロナウイルス感染症への対策 を徹底します。

(10)「はんこレス」の推進

本会に提出される申請書等への押印義務の廃止を目指して、押印の必要性について検討します。

2. 他団体との連携及び連絡調整

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員・評議員研修

役員及び評議員を対象とした外部研修へ参加します。

- □ 役員及び評議員対象の外部研修への参加
- □ 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

「内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成28年度から、法 人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各 拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- □ 職員基礎研修(年2回 常勤職員対象)
- □ パソコン研修(常勤職員対象)
- □ 交通安全研修(年1回 全職員対象)

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要に応じて参加します。

- □ 専門研修
- □ 人権・同和研修

(3) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住者又は出身者等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- □ 介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職
- □ 社会福祉士等の相談援助職

≪地域福祉活動推進部門≫

本年3月、第3期地域福祉活動計画を行政の地域福祉計画とともに策定しました。今年度は、 この計画の実践1年目となることから、前計画を振り返り、これまでの課題に対応しながら新た な福祉課題への取り組みも進めてまいります。

地域福祉活動の推進については、新型コロナの感染拡大防止に配慮しなければならない状況は 依然続いていますが、コロナ禍で新たに生まれた支え合いの仕組みやつながりを活かしつつ、コ ロナ禍以前よりも住民相互による支え合い活動が促進されるよう、よりあい活動の普及を始めと する居場所づくりや地域支援に努めていきます。

小地域福祉活動の推進については、要支援者等への見守り活動の強化を図るため、地区社協を 単位として見守りマップづくり及び配布物を通した見守り活動の強化に取り組んでいきます。

また、地区社協活動については、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担 当職員による個別支援の充実を図るとともに、研修会の開催支援、各地区の運営を担う役員等を 対象とした全体研修会の開催など、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。

地域での新たな支え合い活動としては、要支援者等の日常における困りごと解決に向けた取り 組みとして、生活支援ボランティア(ちょいボラ)を昨年度立ち上げました。今年度は、事業の 更なる周知と活動の促進を図っていきます。

また、生活困窮世帯や地域食堂等への安定した支援を行うため、市内の企業等に食糧品等の提供を依頼するなど、フードバンク事業を通じた地域支え合い活動の推進に努めていきます。

福祉委員については、現在 6 期目を迎えています。高齢化の進行に伴い要支援者の増加が予想される中、福祉委員活動の更なる取り組みの推進が重要となります。福祉委員活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、研修等を通した資質向上、地域の福祉関係者との連携強化に取り組んでいきます。

設立から 4 年目を迎えた柳川市社会福祉法人連絡協議会においては、引き続き、地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう当協議会の事務局としての役割を果たしていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、 地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めてい きます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業 に取り組みます。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- □ ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- □ ボランティア発掘・育成
- □ ボランティア講座
- □ ボランティア団体の支援及び連絡調整

- □ ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- □ ボランティアコーディネーターの配置
- □ ボランティア活動保険への加入促進
- □ 生活支援ボランティア (ちょいボラ) の普及・推進
- □ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(2) 市民福祉講座の開催

福祉時事問題や比較的マイノリティな福祉課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉 意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に講座 を行います。

(3) 出前講座の開催

地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員が集まりの場に出向き講座を行います。

(4) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(5) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行/年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [https://yanagawa-shakyo.or.jp/]

社協情報や福祉情報など、ホームページやLINE、フェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等 に活用するために調査を行います。

(4) 社会福祉大会の開催 / 柳川市民文化会館で10月21日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・ 寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。また、多様な年齢層の参加促進を 図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(6) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地 区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員全体研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報 提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉 委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 地区社協連絡会の開催〔年3回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、 他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。

(4) 地区社協研修会

地区社協の運営を担う役員等を対象に、地区社協活動に対する共通理解の促進及び各地区の活動状況を知る機会を提供することで、活動の活性化と役員の意識高揚を図ります。

(5) 個別地区社協支援 [地区担当職員による個別支援]

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(6) 地区社協福祉関係者座談会

地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。

(7) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通した見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

(8) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

- □よりあい活動支援講座の開催
- □よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導
- □よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 地域食堂等の支援

子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推 進等を目的として実施される地域食堂等の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みま す。

- □地域食堂の運営に関する情報提供
- □地域食堂支援助成金の交付

(2) フードバンク事業の推進

生活困窮世帯や子育て世帯、地域食堂等を支援するために、市内のスーパーや商店等に食料品等の提供を依頼し、地域での支え合い活動を推進します。

(3) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(4) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等とそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互に連携・協働して、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

≪生活支援部門≫

住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、誰もが気軽に相談できる窓口を目指し、相談者の福祉課題や生活問題の把握に努め、法人内部での情報共有や各種関係機関と連携を密にしながら解決に努めていきます。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら、相談世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げていきます。また、新型コロナウイルスの影響で減収した世帯に対する生活福祉資金の特例貸付の償還が始まっているものの、今もなお生活が困窮している世帯に対し、償還の猶予やその他の社会資源の活用など必要な情報を届けるために、借受世帯に寄り添った相談支援を行っていきます。

日常生活自立支援事業については、専門員及び生活支援員を配置し、判断能力が不十分な方の権利擁護のために、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行っていくとともに、各種関係機関と連携しながら適正な事業運営を行っていきます。また、利用者が高齢になるにつれて後見人が必要となるケースも多いが、独り身や親族からの支援を望めない高齢者等もいることから、成年後見制度への計画的な移行を行うとともに、本会が後見人となる「法人後見」が受任できるように支援体制の整備を行います。

以上、この部門では、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、 福祉サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供等を行い、多様 な生活支援サービスを提供するため、次の事業に取り組みます。

1. 悩みごとを抱える世帯への支援

(1) 日常的な総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(2) 心配ごと相談事業 (市受託事業)

心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

□第1・第3木曜日 13:00~16:00 柳川総合保健福祉センター [相談員:司法書士、民生児童委員]

2. 生活困窮世帯への支援

(1) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸し付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など)

(2) 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給すること によって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供 するフードバンクなど、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3. 子育て世帯への支援

(1) 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品 (チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーバス) を譲りたい人と 譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び 経済的な負担軽減を図ります。

4. 在宅生活の支援

(1) 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

① 電動ベッド ② 簡易ベッド ③ 車いす ④ 歩行器 ⑤ 松葉杖 ⑥ 乳児用ベッド

(2) ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ(福祉車両)を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

5. 被災世帯への支援

(1) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

6. 権利擁護が必要な方への支援

(1) 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

認知症、知的障がいもしくは精神障がいがあり、判断能力が不十分なために日常生活でお 困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを 行います。

(2) 法人後見の受任に向けた支援体制の整備

判断能力の低下により後見人が必要であるにも関わらず、後見人のなり手がいないなどの 理由で成年後見制度を利用できない方を支援するために、法人後見の受任に向けた体制整備 を進めます。

7. 福祉バス運営事業(市受託事業)

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

8. 大和・三橋老人福祉センター運営事業(市受託事業)

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

≪障がい者相談支援部門≫

柳川市から受託した基幹相談支援事業は3年目となります。「第6期柳川市障がい福祉計画」並びに「第2期柳川市障がい児福祉計画」3年目となるため、計画に即した基幹相談支援センターとしての役割を果たします。

障がい福祉に関する総合相談窓口として周知を図り、初期相談に対応しながら関係機関と連携 しチームアプローチによる切れ目のない相談支援を行っていきます。市内相談支援体制の充実を 図るため、相談支援事業の連携強化に取り組み、高齢者福祉分野や子育て・教育分野など障がい 福祉と関わりがある機関との関係性を構築し、市民に対する障がいについての啓発活動や自己選 択・自己決定するための情報発信を行っていきます。

権利擁護においては、虐待防止センターである行政と連携し、虐待の相談をしやすい虐待通報 窓口となることで速やかに通報できる取り組みを進めていきます。また、自立支援協議会を軸と して社会資源の開発や活動を展開していきます。

以上、この部門では、地域の障がい福祉の拠点として、障がいがあっても住みやすいまちづく りを実現するため、次の事業に取り組みます。

1. 障害者相談支援事業

(1) 相談支援体制の強化

- □ 専門的な知識を必要とする困難ケースの対応
- □ アウトリーチが必要な方への訪問相談
- □ 市内相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との関係性の構築
- □ 相談員のスキルアップを図るための取り組み

(2) 権利擁護の推進

- □ 虐待防止センターへの速やかな通報
- □ 成年後見制度の利用支援

(3) 地域移行·地域定着支援

- □ 精神科病院に長期入院している方の退院前後の支援
- □ 障がい者施設に長期入所されている方の退所前後の支援
- □ 刑務所など更生施設から出所される障がいのある方の支援

(4) 計画相談支援

□ 緊急性を要する方への迅速なサービス利用に繋げるための計画作成

(5) ピアカウンセリングの管理・運営

- □ 発達障がい当事者及び支援者の集いの企画・運営
- □ その他障がい当事者の集いの推進

(6) 自立支援協議会の運営

- □ 行政や他相談支援事業所と共に事務局の運営
- □ 部会事務局の後方支援

(7) 地域生活支援等整備事業との連携強化

- □ 行政との連携による夜間等緊急時相談への対応
- □ 自立に向けた体験の場の整備
- □ 支援者のスキルアップの取り組み

2. 居住サポート事業

不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、 生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。

≪在宅福祉サービス部門≫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染回避のため介護サービスの新規利用を控える傾向も見られ、依然として厳しい経営状況ではありますが、お一人おひとりの声を大切に多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、介護人材を確保し、質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

介護保険事業については、令和3年度、介護保険制度改正が行われ、介護報酬改定概要の冒頭に、感染症や災害への対応力強化が挙げられました。近年、多発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を含め、長期にわたる不安な生活が続いていますが、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう日々支援を行っていきます。また、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられたことから、災害時や感染症のまん延の有無の際にも必要なサービスを安定し継続して提供できる体制の構築に努め、日頃からの備えと事業継続に向けた取り組みを行っていきます。

柳川市が提供するサービス「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問介護サービスについては、介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A (生活管理指導員派遣事業) といった要介護度が軽度な利用者が増加しています。サービスの内容も生活援助が対象となっていますが、地域包括支援センターの総合相談支援の対象者からのサービス依頼が多く、処遇が困難な利用者に対して複数の訪問介護員での対応が必要なケースもあります。このような事例に対しても、高齢者等のニーズに合ったサービスを提供していけるように市の担当部署や地域包括支援センターと連携して更なる地域支援に取り組んでいきます。

在宅介護自費サービス事業については、多様化する介護ニーズに応えるため、社協独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っています。引き続き、住み慣れた地域で生活できるよう市民の多様なニーズに対応し、制度の枠に捉われない柔軟な事業展開を進めていきます。

以上、この部門では、高齢者の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」 という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業に取り 組みます。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□1ヶ月あたりの延べ訪問回数 230 回を目標とします。(令和4年度月平均 227回)

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護 サービス計画 (ケアプラン) の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険 ・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1 ヶ月あたりのプラン作成数 120 件を目標とします。(令和 4 年度月平均 112 件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業 [地域包括センターからの受託事業]

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□1ヶ月あたりのプラン作成数25件を目標とします。(令和4年度月平均20件)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にしたサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□1ヶ月あたりの延べ訪問回数 150 回を目標とします。(令和4年度月平均 145 回)

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護(予防事業含む)及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者(児)の地域における自立生活及び社会参加を図るために、 日常生活の外出支援を行います。

6. 介護予防·日常生活支援総合事業

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
- ① 介護予防訪問介護相当サービス

従来の要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を 生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生 活援助や入浴介助等の身体介護を提供します。

② 訪問型サービスA (生活管理指導員派遣事業) [市受託事業]

市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援 1 又は 2 の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支援、指導を行います。

(2) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業(高齢者生きがい活動支援通所事業)[市受託事業]

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがい と社会参加の促進を図ります。

7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

≪月別実施事業≫

月月八八八十八日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ
	福祉データ基礎調査(人口、高齢者、障害者等)
5月	社協だより発行(5月号)
	児童福祉月間ポスターによる啓発
	監査
6月	定時評議員会
	理事会
	地区社協連絡会①
	福祉教育教材配布(市内小学校等)
	よりあい活動支援講座①
	福祉委員地区別研修①②
7月	社協だより発行(7月号)
	ボランティア講座①②
	福祉委員地区別研修③④
8月	よりあい活動支援講座②
9月	社協だより発行(9月号)
	老人福祉月間ポスターによる啓発
10月	赤い羽根共同募金運動(12月31日まで)
	地区社協連絡会②
	傾聴ボランティア養成講座①②③④
	社会福祉大会(10月21日)
11月	社協だより発行(11 月号)
	傾聴ボランティア養成講座⑤⑥⑦⑧
	福祉委員全体研修
	地区社協役員研修
12月	歳末たすけあい運動(12月31日まで)
1月	社協だより発行(1月号)
	よりあい活動支援講座③
	市民福祉講座①②
2月	地区社協連絡会③
	市民福祉講座③④
3月	社協だより発行(3月号)
	理事会・評議員会

≪通年事業≫

- 1. 第3期地域福祉活動計画の推進
- 2. 心配ごと相談事業
- 3. 生活福祉資金貸付事業 [県社協受託事業]
- 4. 緊急支援品支給事業
- 5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
- 6. ホームページ、SNSによる情報配信
- 7. 地区社協事業
- 8. 地区社協福祉関係者座談会事業
- 9. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
- 10. 火災見舞品支給事業
- 11. 物故者への敬供事業
- 12. 福祉用具貸与事業
- 13. ハンディキャブ貸与事業
- 14. 各種機材·機器等貸与事業
- 15. 地域食堂等の支援
- 16. フードバンク事業
- 17. 子育て支援ゆずりあい事業
- 18. 日常生活自立支援事業 [県社協受託事業]
- 19. 介護保険事業
- 20. 予防給付事業
- 21. 障害福祉サービス事業
- 22. 在宅介護自費サービス事業
- 23. 移動支援事業〔市受託事業〕
- 24. 障害者相談支援事業〔市受託事業〕
- 25. 居住サポート事業〔市受託事業〕
- 26. 介護予防訪問介護相当サービス
- 27. 訪問型サービスA (生活管理指導員派遣事業) [市受託事業]
- 28. 地域介護予防活動支援事業(高齢者生きがい活動支援通所事業)[市受託事業]
- 29. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
- 30. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
- 31. 福祉バス事業 [市受託事業]
- 32. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
- 33. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕